

金融をとりまく環境変化に応じた

休日・共同店舗規制の見直し

銀行法施行令等の一部を改正する政令等の概説

本稿では、8月に公布・施行された銀行法施行令等の一部を改正する政令等における規制緩和策の中でも、「銀行の店舗の休日規定」および「共同店舗」の見直しに関する関係政府令と主要行等向けの総合的な監督指針の改正を概説する。なお、信用金庫や信用協同組合、労働金庫などの各協同組織金融機関についても、銀行法の関係政府令や主要行等向けの総合的な監督指針に準じた改正が行われている。

店舗政策の推進上 支障だった休日規制

金融庁が2017年11月10日に公表した17事務年度の金融行政方針の中で、「銀行代理業制度や店舗制度の課題の検討等、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直しを行う」との

方針が示された。当該方針や関係者から寄せられた規制緩和要望などを踏まえ、これらへの対応として、18年5月9日に「金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて」において、8項目の規制緩和策（注1）を公表した。これを受け、関係政府令等の策定作業が進め

られ、パブリックコメントおよび政令改正に係る閣議決定（18年8月10日）を経て、いずれも8月15日に公布され、その翌日に施行された。

銀行の店舗の休日について、改正前は、法令により土曜日、日曜日、祝日、12月31日から1月3日までとされていた。他方、

当座預金業務を営まない営業所については、通信回線を用いて金融機関相互間の内国為替取引を処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがなく、営業所の顧客の利便を著しく損なわないものであれば、金融庁長官の承認を受けることにより、先述の日以外の日を休日とすることが可能であった。

昨今のマイナス金利政策の影響や金融機関同士の競争の激化に伴い、銀行の収益が縮小するなか、特に地域金融機関は、コンサルティング機能の強化によ

金融庁

企画市場局総務課信用制度参事官室

課長補佐 本間 晶

監督局銀行第一課

課長補佐 白根 央

る事業性評価への積極的な取組みや法人ファイ収入の増加などによる収益増強を図るとともに、経費削減も推進してきた。なかでも職員の再配置を含めた店舗政策は、経営戦略上、重要な要素の一つとなってきた。

しかしながら、店舗政策を検討するには、顧客の利便性に配慮することが必要である。

特に過疎地などについては、店舗政策を考える中で営業所を廃止することとなった場合、その地域に住む顧客への利便性が一定程度損なわれることが想定される。他方、業界団体などからは、人口減少等が進む中で、過疎などの理由から維持困難な営業所であっても、各金融機関の創意工夫により撤退しなくとも金融機能が維持できるよう、当座預金業務の有無に限らず営業所における休日規制を緩和してほしいとの規制緩和要望があった。

そこで、営業所の休日規制を見直すことにより、経費削減を優先するための店舗の統廃合を極力避けるとともに、店舗の配置や役割を見直し、過疎地など

でもコストを抑えつつ金融機能を維持・提供することを目指した。具体的には、業界団体などの要望を受け、当座預金業務を営む営業所についても、承認制のもと、法令の休日以外を休日とすることが可能となる規制緩和を行うこととした。

全営業所で、休日の柔軟な設定が可能に

改正前の銀行の営業所の休日は、先述のとおり限定されていた。他方、銀行法施行令5条2項2号の規定により、銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、営業所の休日を先述の法令で定める休日以外の日を休日にしても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして、当該営業所について金融庁長官が承認した場合にはその日を休日とすることができるとしていた。

他方、銀行法施行規則15条2項において金融庁長官が承認するための審査事項が規定されているが、同項3号において、休日を行おうとする営業所が「当座預金業務を営んでいないこ

と」が審査基準とされているため、手形・小切手などを取り扱わない営業所に限定した取扱いとなっていた。

今般の改正では、当該審査基準にある「営業所が当座預金業務を営んでいないこと」を削除した。これにより、当座預金業務を営んでいるかに関わりなく、どの営業所においても法令で定める休日以外の日を休日とすることが可能となる。例えば、近隣の二つの店舗について、一方を月曜日、水曜日、金曜日に営業し、もう一方を火曜日、木曜日に営業するといった弾力的な店舗運営が可能となる。

顧客の利便性への配慮

他方、銀行が無秩序に営業所を休日とした場合、利用者利便や金融機能の維持に問題が生じることとなる。このため、改正前と同様、監督当局が利用者利便の確保や金融機能の維持に問題がないかなどをチェックする承認制としている。また、顧客への周知徹底の観点から銀行法施行規則15条に3項を新設して、

①法令で定める休日以外の休日、
②その実施期間（注2）、③新たに休日を設定した営業所の最寄りの営業所やその所在地、電話番号などの連絡先、などを営業所の店頭に掲示することを規定した。

当該店頭掲示については、利用者利便の確保を目的として規定していることから、該当する営業所において、顧客に対して目に付くところに掲示することが必要であると考えられる。また、揭示事項である③については、当該営業所が設定した法令で定める休日以外の日に営業所が閉店している際の顧客に対する代替店舗を案内するものであるが、地域によっては、交通網の発達状況や営業所の配置状況がまちまちであることも考えられる。そのような状況を考慮しつつ、より顧客利便性の高い営業所とする必要があると思われる。

承認に係る審査事項については、同条2項3号を削除したのみでそれ以外には変更はない。審査項目の一つである「顧客の利便を著しく損なわない」については、先述のとおりだが、法

令で定める休日以外の日を休日とする営業所の近隣の営業所の設定について、より顧客利便性の高い営業所とすることが必要であると考える。また、実際の休日の設定についても、例えば、法令で定める休日以外の日を休日に設定した営業所において、当該営業所の近隣の営業所についても、同日を休日と設定した場合には顧客は近隣の営業所も利用することができなくなるため、「顧客の利便を著しく損なわない」ことに該当しなくなる。

各銀行においては、一般の制度改正を必要に応じ適切に活用しつつ、地域における金融機能の發揮に工夫が図られていくことを期待したい。

課題となっていた 共同店舗の運営の仕方

ITの進化やイノベーションの進展により金融をとりまく競争環境が構造的に変化している。加えて、人口減少等が進む中で、金融機関は従来の広範な店舗網が負のレガシーアセット化するような大きな環境変化に直面している。他方で、過疎などが進

む地域においても、顧客へのサービス内容や利便性を維持するためには金融機関の店舗の存在はなお重要である。このような経営の合理化・効率化と顧客の利便性の維持とのバランスを図る方策の一つとして、複数の銀行が共同店舗を設置・運営することが考えられる。

また、近年では地域金融機関同士の統合が進む中で、統合時点では、近隣地域内に複数の店舗が存在することも多く、経営の合理化・効率化の観点からグループ内の店舗の統廃合を進める必要がある場合も想定される。同一グループ内の銀行であれば、営業上のコンフリクトは生じにくく、共同店舗の運営は合理化を図るうえで有益な方法といえる(注3)。

銀行法では、共同店舗の設置・運営を禁止する規定はなく、現にグループ内に複数の銀行が存在する場合などにおいては、共同店舗の運営に取り組んでいる銀行も存在する。他方で、共同店舗の運営にあたっては、顧客の誤認防止や顧客情報の保護などの観点から態勢の整備が求

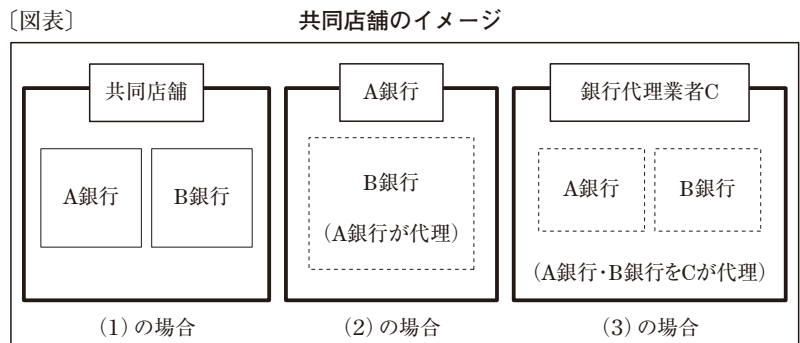
められるところであり、改正前の監督指針においてもこの点を明示していた。この結果、同一建物、同一フロア内に複数の金融機関が店舗を設置する場合であっても、各行の業務スペースの間に、いわゆる遮断壁などを設けることで、外形的にも「別店舗」として運営されることが一般的であった。

もっとも、遮断壁以外にも顧客の誤認防止や顧客情報の保護のための方策は考えられるし、遮断壁を挟んで職員が各業務スペースごとに分かれて配置されれば、営業店における業務の共通化・合理化などを図るうえで支障となる懸念も残ってしまう。

誤認防止や 顧客情報保護上の工夫

こうした背景を踏まえ、監督指針の改正により、複数の銀行によって共同店舗を運営する場合、必ずしも、当該銀行自身の業務のためのスペースと、ほかの銀行の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないことを明確化するとともに、誤認防止や顧客情

共同店舗のイメージ



報の管理などの観点から留意すべき事項を示している(主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-4-1-2)。複数の銀行が、共同店舗を運営する形態としては、具体的には、次の(1)から(3)

の方法などが考えられる(図表)。

(1) 各行が同一建物、同一フロア内に店舗を設置する

(2) 銀行が別の銀行に業務を委託し、銀行代理業として業務を行う

(3) 銀行代理業者が複数の銀行を所属銀行として業務を行う

共同店舗を設置し、業務を行う場合には、誤認防止の観点から、顧客に対し、共同店舗を設置するほかの金融機関が別法人であることや、提供する商品・サービスについて、十分に説明を行うことが求められる。また、共同店舗を設置する場合には、営業職員が複数の金融機関の営業部門と兼職をしている場合には、来訪した顧客が営業所内で取り扱う商品・サービスの内容およびその提供主体を容易に認識できらるよう、営業所への掲示や説明の仕方などを工夫することが求められる。

共同店舗を設置する場合、ほかの金融機関の業務に顧客情報が顧客の同意なく流用されることのないよう、顧客情報の適正な管理が求められる。文書管理

や顧客情報へのアクセス管理の徹底が求められることは当然だが、同一店舗内で業務を行う場合、ほかの金融機関の顧客情報が誤って混入したりすることがないよう、共同の営業窓口で取り扱う業務の範囲や手続きについては、取り扱う顧客情報の内容にも照らして検討することが必要になるだろう。また、執務スペースのレイアウトなどについても、検討・工夫の余地があるだろう。そのほか、顧客に個人情報への申告を受ける場合、紙面ではなくタブレットを利用するなどして顧客情報の記録方法を工夫する方法も考えられる。

パブリックコメントに寄せられた意見の中には、銀行以外の金融事業者や、一般事業者との共同店舗の運営に関するものがあつた(注4)。本改正では、複数の銀行が共同で営業所を設置する場合における留意点を示しているが、銀行が銀行以外の金融事業者や一般事業者と共同店舗を設置することも想定される。共同店舗を設置するにあたっては、グループ会社の事業内容に応じて、顧客の誤認防止、顧客

情報の保護および防犯上の観点に加えて、他業禁止の趣旨などについても留意する必要がある。(本稿において意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解である)

(注1) 規制緩和策(8項目)には、「店舗の休日規定の見直し」や「共同店舗」のほか、「信用金庫等による地区内への転入予定者への貸付け」「銀行代理業者と所属銀行に課せられた書面交付義務の緩和」「銀行代理業者が所属銀行のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化」「ディスクロージャー誌縦覧開始届出の廃止」「預金以外の金融商品を扱う窓口に係る規制の緩和」「信託契約代理業に関する規制緩和」がある。

2 実施期間を設定した場合に限る。

3 地域金融機関の統合においては、合併ではなく共同持株会社の設立の方法が採られ、同一グループ内に複数の銀行が存在するケースも多い。

4 2018年8月15日金融庁パブリックコメントNo.28、29。